

国 営 整 第 9 号
国 住 備 第 2 8 号
平成24年4月20日

社団法人 全国建設業協会 会長 殿

国土交通省

大臣官房官庁営繕部整備課長



住宅局住宅総合整備課長



建築物及び住宅の建設工事における足場からの墜落事故防止等について

標記につきましては、従来から特段の配慮をお願いしてきたところですが、今般、国土交通省が発注する営繕工事については別添1のとおり、また、公共住宅の建設工事については別添2のとおり通知文を発出し、足場からの墜落事故をはじめとする建設事故防止を図ることとしましたので、参考を送付いたします。

貴団体におかれましては、営繕工事及び公共住宅建設工事における足場からの墜落事故防止等に努めていただくとともに、これらの取り組みを参考として、建設工事全般にわたって、事故防止に努めていただくようお願いいたします。

【問い合わせ先】

国土交通省 大臣官房官庁営繕部整備課 二宮 03-5253-8111 内線 23-463

住宅局住宅総合整備課 呉 " 内線 39-343

別添1

国 営 整 第 6 号
国 営 設 第 9 号
平成24年4月20日

北海道開発局 営繕部長
各地方整備局 営繕部長
沖縄総合事務局 開発建設部長 } あて

大臣官房官庁営繕部
整 備 課 長
設備・環境課長

平成24年度における営繕工事事故防止重点対策の実施について

営繕工事における事故防止については、従前より公共建築工事標準仕様書の施工中の安全確保等の規定に基づき対応を行ってきたところである。

近年、労働災害は減少傾向にあるものの、依然として多くの死亡者が出ており、建築工事における死亡事故については、約6割が墜落によるものである。このため、営繕工事においても足場等からの墜落事故防止対策等を重点的に実施してきたところである。

今般、営繕工事において下記のとおり、平成24年度における事故防止重点対策を実施することとしたので適切に措置されたい。なお、別添のとおり直轄土木工事を対象に「平成24年度における建設工事事故防止のための重点対策の実施について」（平成24年3月30日付け国官技第369号）が通知されており、参考とされたい。

記

1. 足場からの墜落事故等防止対策

- (1) 工事で設置する足場は、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱（厚生労働省 平成24年2月）（以下、「要綱」という。）」及び、「手すり先行工法等に関するガイドライン（厚生労働省 平成21年4月）（以下、「ガイドライン」という。）」によるものとし、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時には、常時、すべての作業床について手すり、中さん及び幅木の機能を有するものを設置するものとし、適切に費用を計上するものとする。
- (2) 工事現場に設置された足場に対しては、ガイドラインの「第6 留意すべき事項」に示される次の事項について、確実に履行されるよう受注者に働きかける。
 - 1) 足場の構造
 - 2) 足場の組立て作業
 - 3) 足場の点検等
 - 4) 足場を使用する作業等

(3) 足場等の点検強化に関する措置として、足場の組立て、解体又は変更時の点検は、要綱に示された足場等の種類別点検チェックリストの例を活用し、当該足場等の組立て作業を担当した者以外の十分な知識と経験を有する者により点検を行うよう受注者に働きかけるとともに、必要に応じ、その点検結果の確認等を行う。

2. 屋根工事等に係る安全対策

屋根面等からの墜落事故防止対策として、必要に応じ、建方作業台、渡り歩廊、墜落防護さく等のJIS A 8971（屋根工事用足場及び施工方法）による足場及び装備機材の設置を推進し、適切に必要な費用を計上する。

3. 営繕工事における発生事故等を踏まえた安全対策

安全協議会等、工事現場で受注者が行う工事事務防止の取組の中で、今までに営繕工事で発生した事故を踏まえ、特に次に示す事項に係る作業手順の遵守等、工事の安全確保のための指導を現場作業員に徹底するよう働きかける。

- 1) 足場等の作業開始前点検の実施及び高所作業時の安全带等の使用
- 2) 火気使用作業時に必要な消火器等の準備及び適切な人員の配置
- 3) 暴風雨等の災害、事故発生時の現場内での連絡体制の構築並びに監督職員及び消防等を含む関係連絡先への速やかな通報
- 4) 工事機材等を含む仮設資・機材の作業開始前点検及び適切な使用方法の遵守

4. 工事事務防止に係る広報活動の推進

工事現場で受注者が行う工事事務防止の取組（事故ゼロ宣言等）について、看板等の設置などにより、現場作業員や周辺住民に周知することを安全協議会等において働きかける。

5. 安全活動の評価

受注者から提出された安全活動の創意工夫の成果を、工事成績評価の判断材料の一つとする。（各種チェックリストの活用や看板設置等）

(問い合わせ先)

大臣官房官庁営繕部整備課 二宮、轟

TEL 03-5253-8111 内線23-463、23-465